

# 公共空間活用と持続可能な 地域経営に関する調査研究(中間報告)

○研究官 深沢 瞳  
総括主任研究官 田中和氏  
主任研究官 鶴指眞志  
研究官 兼元雄基  
研究官 高橋 慶  
前研究調整官 多田智和  
前研究官 酒井聡佑

# 資料の構成

1. 調査研究の背景と目的
2. 調査研究内容と手順
3. アンケート調査による公共空間活用の実態把握
4. 国内外先進事例調査
  - 4.1 現地調査対象事例の選定
  - 4.2 河川空間の活用
  - 4.3 海外法制度調査（米国・ニューヨーク市）
5. 2023年度調査について

# 1. 本調査研究の背景・目的

- 利用者の利便性の向上や賑わいの創出のため、公共空間（道路、河川、公園等）の活用の取組が増えつつある。
- 公共空間活用が持続的に行われるためには、取組による具体的な効果検証や継続的に運営するためのノウハウの蓄積が必要。



公共空間活用が**都市機能**や**エリアの価値**、**市民生活等に与える効果**の検証や、**官民一体による継続的かつ効果的な運営**を可能とする手法、**持続可能な地域経営**に向けた行政支援のあり方を検討する。



写真1 大手前通りの道路空間活用  
(兵庫県姫路市)



写真2 多摩川河川敷の  
社会実験の様子  
(東京都多摩市)



写真3 南池袋公園のカフェ・レストラン  
(東京都豊島区)

(いずれも国土交通政策研究所撮影)

## 2. 調査手順と内容

官民一体による公共空間の運営と行政支援のあり方に向けて、以下の手順で調査研究を実施

- ◆ 2022年度：公共空間活用の実態把握、次年度の深掘調査の対象となる事例選定
  - 公共空間活用の取組内容やその効果の把握（文献調査・アンケート調査）
  - 国内先進事例につきヒアリング調査・現地調査（6事例）
  - 海外先進事例および関連法制度調査（米国・ニューヨーク市）
- ◆ 2023年度：官民連携による公共空間活用事例の深掘調査（特に民間事業者等の収益構造に着目）
  - 資金調達方法一般に関する基礎情報の整理
  - 国内民間事業者等に対するヒアリング調査
  - 特徴的な取り組みに対する国内現地調査



### 3. アンケート調査による公共空間活用の実態把握 国土交通省

#### 概要

**目的**：公共空間活用の取組やその効果の把握

**対象**：道路空間、河川空間、公園の活用をすでに実施している市町村等\*1

**期間**：2022 9.21-10.14

\*1 アンケート対象とした公共空間活用事例

- 道路：歩行者利便増進道路制度（道路法第48条の20・ほこみち）、特別法に基づく道路占用（都市再生特別措置法第62条、国家戦略特別区域法第17条、中心市街地活性化法第41条）
- 河川：河川法第24条、河川敷地占用許可準則
- 公園：Park-PFI（都市公園法第5条の2～9）

#### 集計状況

- 調査対象事例数: 308事例（内訳：道路空間162, 河川空間108, 公園38）
- 回答数 : 148事例（内訳：道路空間 55, 河川空間 59, 公園34）\*2

\*2 活用事例が複数存在する場合は、最もエリア価値の向上に効果があると思われるものを2か所選択してもらった

### 3. アンケート調査による公共空間活用の実態把握

#### 調査項目

- 事例の基礎情報および公共空間の活用による効果測定のために収集しているデータの有無
- 各公共空間活用に共通する項目（表1）

表1 道路空間、河川空間および公園の活用に共通する質問項目

<p><b>公共空間活用により当初期待した効果</b></p>	<p>選択式・複数回答可                  ①来訪者・観光客の増加、②滞在時間・回遊性の増加、③周辺店舗数・売上の増加、④空き地低未利用地の減少、⑤地価の増加、⑥人口の増加、⑦周辺住民の満足度、⑧治安の改善、⑨知名度の増加、⑩周辺の民間投資の増加、⑪維持管理費の減少、⑫その他</p>
<p><b>事業実施後の事業実施地区・周辺の変化</b></p>	<p>下記A～Hに掲げる項目について、① 増加・改善、②やや増加・改善、③変化なし、④分からないの4段階による評価（項目の選択は、回答者の主観で構わない旨記載）                  A来訪者の数、B来訪者の滞在時間、C他地域からの観光客の増加、D周辺エリア店舗の売上げ、Eイベント開催数、F周辺エリアの地価、G周辺エリアの店舗数、H周辺低未利用地</p>
<p><b>事業実施後の事業実施地区・周辺の効果</b></p>	<p>下記A～Gに掲げる項目について、① 増加・改善、②やや増加・改善、③変化なし、④分からないの4段階による評価（項目の選択は、回答者の主観で構わない旨記載）                  A定住人口、B当該地域周辺の回遊性、C周辺住民の満足度、D治安・安全性、E当該地域の知名度、F周辺の民間投資、G対象事業の維持管理費</p>
<p><b>政策効果の評価</b></p>	<p>選択式・選択理由記述式（項目の選択は、回答者の主観で構わない旨記載）                  ①大変効果があった、②効果があった、③あまり効果がなかった、④分からない</p>

# 3. アンケート調査による公共空間活用の実態把握

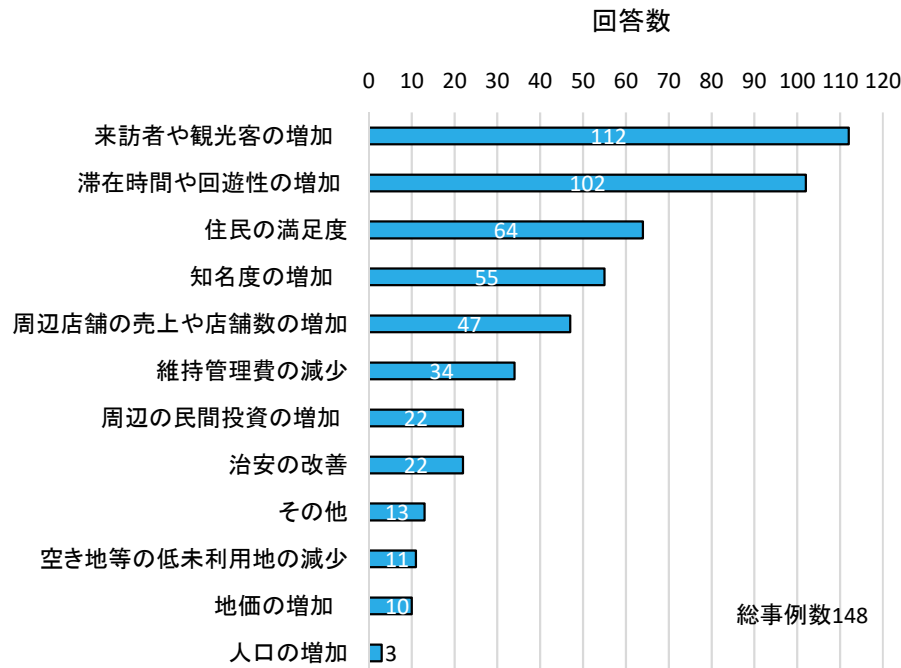


図1 当初期待した効果(全体)

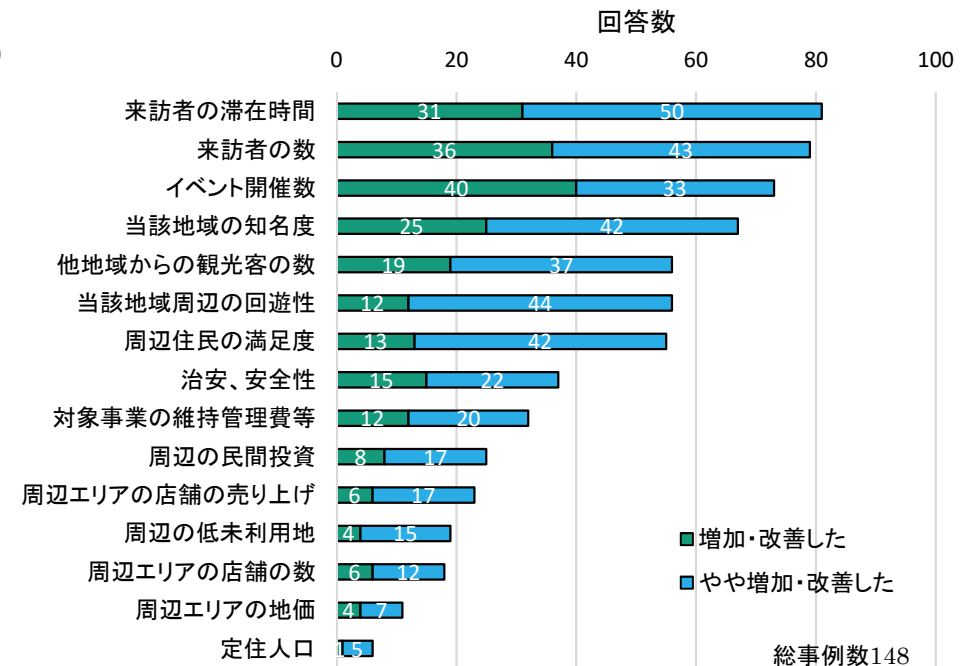


図2 事業実施後の変化・効果(全体)

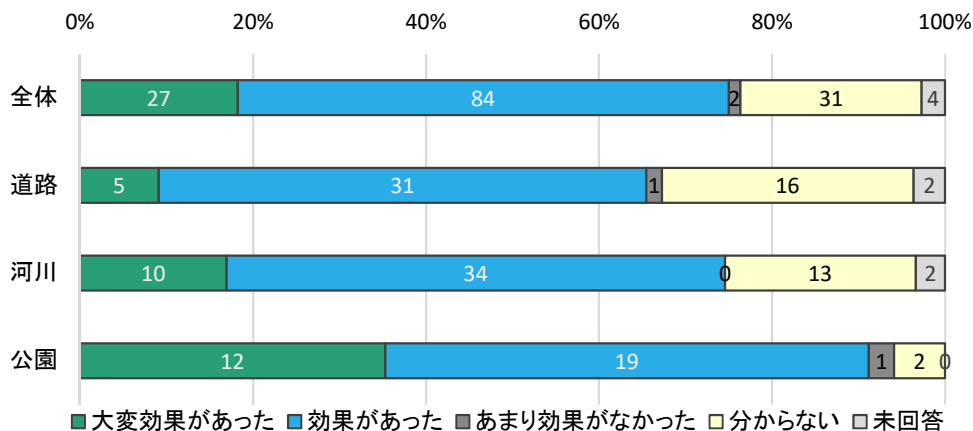


図3 政策実施効果(総事例数148(道路空間55・河川空間59・公園34))

- 人流効果（来訪者数や滞在時間、回遊性）を期待し、実施（図1）。
- 事業実施後の変化・効果としては、いずれの公共空間においても、特に人流効果（滞在時間数や来訪者数）に対してプラスの効果を実感する傾向（図2）。
- 知名度や住民の満足度を選択する回答も多く、民間投資や店舗の売上等の周辺の経済効果、事業の維持管理費等についても、プラスの効果を実感する回答もあった（図2）。
- 総合的な政策効果としては、いずれの公共空間でも「あまり効果がなかった」と感じている回答はごく少数（図3）



## 4. 国内外先進事例調査

文献調査、アンケート調査の結果を踏まえて、下記の事例を事例調査対象に選定。

公共空間	法令等	調査事例
道路空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路法（道路占用、歩行者利便増進道路（ほこみち））</li> <li>都市再生特別措置法</li> <li>国家戦略特別区域法</li> <li>中心市街地活性化法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松山市 花園町通り</li> <li>福山市 アイネス福山前等（ほこみち）</li> <li>姫路市 大手前通り（ほこみち）</li> </ul>
河川空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川法、河川敷地占用許可準則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡崎市 乙川</li> <li>島田市 大井川</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島区 南池袋公園（設置管理許可）</li> <li>豊島区 としまみどりの防災公園（Park-PFI）</li> <li>盛岡市 木伏緑地（Park-PFI）</li> </ul>
米国 ニューヨーク市	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニューヨーク市行政法や規則に基づく各種法制度および政策</li> <li>契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイムズスクエア（道路）</li> <li>ブライアントパーク（公園）</li> <li>ハイライン（公園）</li> <li>ブルックリンブリッジパーク（州・市共同開発河川公園）</li> <li>ハドソンリバーパーク（州・市共同開発河川公園）</li> </ul>

- 国内事例調査では、取組の概要、取組に至る経緯、活用状況、取組による効果を整理・分析。
- ニューヨーク市調査では、公共空間の活用の根拠となる法制度に対応する事例を調査。



## 4.2 河川空間の活用事例の紹介(岡崎市)



図4 かわまちづくり事業実施地区  
(赤斜線部分が、乙川の都市・地域再生等利用区域)



写真5 「乙川河川敷の様子」



写真6 「乙川河川敷の様子」

(いずれも2022年11月国土交通政策研究所撮影)

所在地	一級河川矢作川水系乙川の河川区域のうち市道明大寺吹矢橋線（吹矢橋）から名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁まで
許可権者	愛知県知事
事業名	乙川リバーフロント地区 かわまちづくり事業
占用主体	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会（事務局岡崎市）
主たる利用者	乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会と契約を交わす事業者等
指定日	2015年11月26日
主たる事業内容	売店、オープンカフェ、船舶係留施設等の設置、広告板、照明、音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所
関連事業	公民連携まちづくり基本計画（QRUWA戦略・2018年策定）

## 4.2 河川空間の活用事例の紹介(岡崎市)

### 特徴

- ① QURUWA戦略に基づき、地区内の公共施設や集客施設等を一体的な回遊動線として接続
  - まち全体の活性化（暮らしの質とエリアの価値向上）を図る（図5）
  - 第7次岡崎市総合計画においても確認
- ② 公共空間活用の担い手となる民間を上手く巻き込む取組の仕組み
  - QURUWA戦略以前から、かわまちづくりに関心がある市民等を対象にしたまちづくり講演会やまちづくりワークショップを開催。
  - ワークショップ参加者らによる提案を自ら実践する機会としての社会実験（2016年～2020年）。
  - リバーライフ推進委員会による「乙川リバーライフプロジェクト」として、指定管理制度に移行（2021年～）

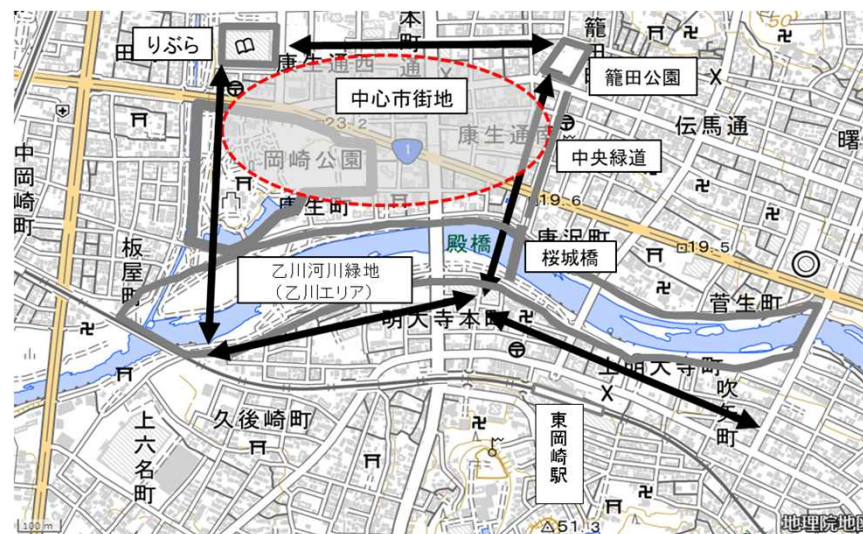


図5 QURUWA戦略における回遊動線および活用する公共空間の位置関係

### 取組内容

- 日常的な散歩やランニング等と合わせて、河川空間を活用した取組が定期的に行われる。  
例・清掃活動、朝市、ヨガ教室、ナイトマーケット、キャンプ、川遊び等



写真7 「桜城橋ふき」が行われる桜城橋



写真8 乙川ナイトマーケットの様子

(いずれも2022年11月国土交通政策研究所撮影)

## 4.2 河川空間の活用事例の紹介(岡崎市)

### 効果

- 川に親しみ、川を大切にする「川の関係人口」の増加(図6)
- QURUWA戦略の拠点となる公共空間の整備が順次完了。他の公共空間活用事業と連携した河川空間の活用が可能
  - 籠田公園のリニューアルオープン(2019年)
  - 乙川河川緑地のハード面の整備完了(2020年)
  - 桜城橋、中央緑道の供用開始(2020年)
- 外出する市民の増加、エリアが賑わいの空間となったことによるまちの雰囲気が向上
- 岡崎市の中心市街地に29の店舗が新規出店(2019年~2021年)

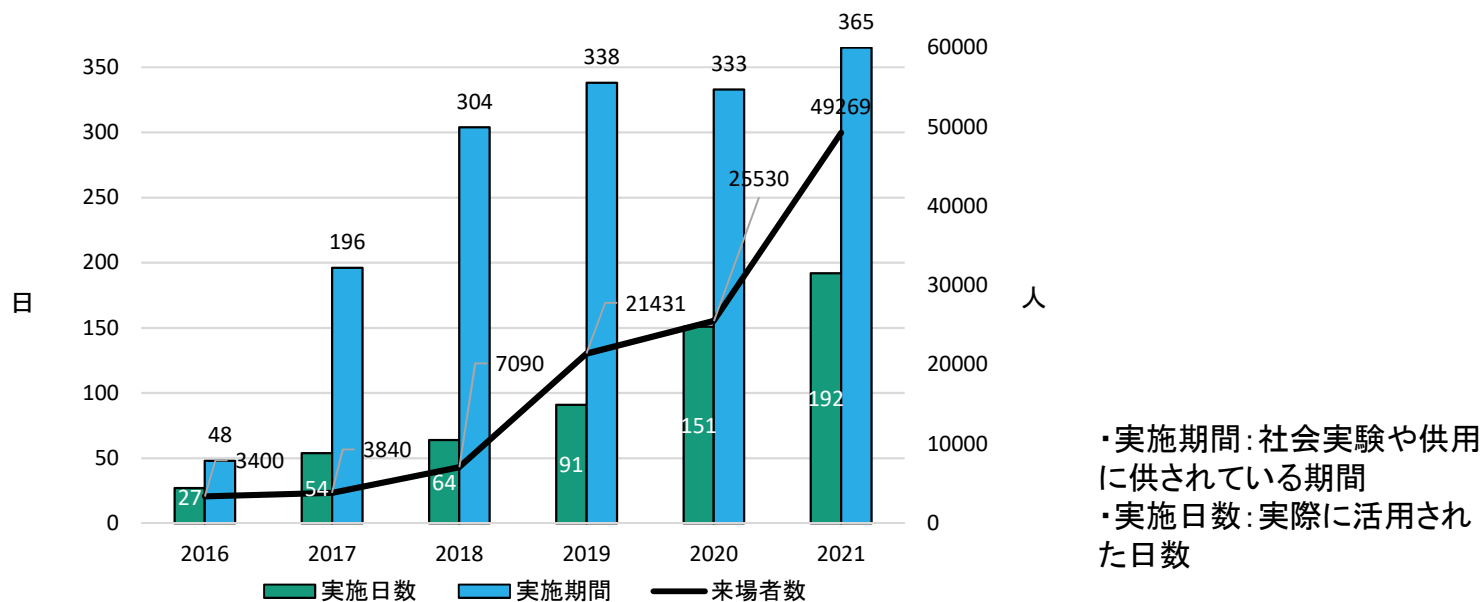


図6 乙川でのプログラムの実施日数、実施期間および来場者の推移(2016年~2021年)



## 4.2 河川空間の活用事例の紹介(島田市)

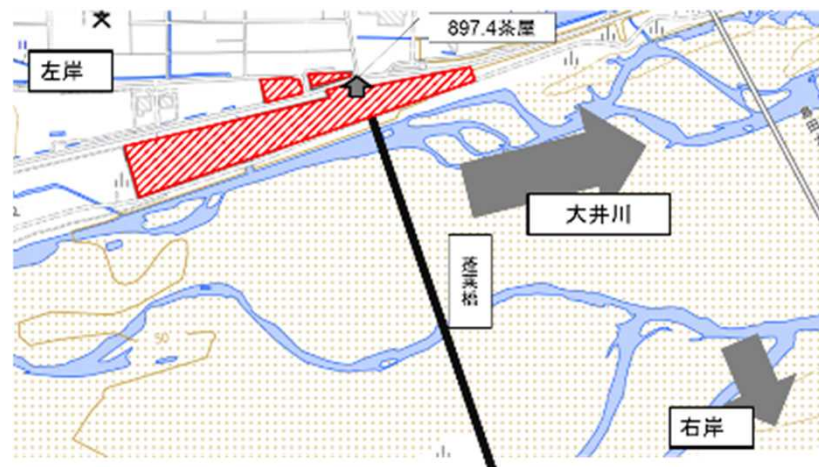


図7 大井川左岸側かわまちづくり事業実施地区  
(赤色囲み部分が、大井川左岸側の都市・地域再生等利用区域)



写真9 大井川左岸側河川敷地の様子



写真10 大井川蓬萊橋周辺の様子

(いずれも2022年11月国土交通政策研究所撮影)

所在地	大井川左岸・右岸の蓬萊橋周辺 (左岸側・静岡県島田市南二丁目地先) (右岸側・静岡県島田市阪本地先)
許可権者	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所
事業名	左岸・大井川宝来地区かわまちづくり計画 右岸・大井川蓬萊橋右岸かわまちづくり計画
占用主体	左岸・右岸ともに島田市
主たる利用者	左岸・右岸ともに 島田市大井川ミズベリング協議会
指定日	左岸・2017年3月23日 右岸・2021年3月19日
主たる事業内容	左岸・広場、イベント施設、遊歩道、売店 * 右岸は整備工事中
関連事業	島田市シティプロモーション 「島田市緑茶化計画」

## 4.2 河川空間の活用事例の紹介(島田市)

### 特徴

- ① 蓬萊橋周辺地区の賑わいの創出に向けた官民一体の取組
  - 官（国・島田市）によるハード整備と民間事業者等によるソフト面の活用
  - イベント等の活用では、**大井川ミズベリング協議会**（構成：地域団体、島田市、国土交通省静岡河川事務所）を通じて、地域の合意を得る制度設計。
  - 蓬萊橋周辺の整備を**地域振興・観光促進**を市の施策に位置づけ（第2次島田市総合計画後期基本計画）
- ② 地域振興・観光促進との連携
  - 島田市のシティプロモーション「島田市緑茶化計画」の促進拠点として、地元産品販売の活性化や**観光振興**に寄与（蓬萊橋、897.4茶屋）

### 取組内容

- 整備された広場のイベント等で活用
- 物販施設「897.4茶屋」での地元特産品の販売

### 効果

- 中心市街地から蓬萊橋周辺エリアの**回遊性**が向上。
  - ウォーキングイベントのコースプログラムに蓬萊橋の渡橋が含まれる。
- 物販施設「897.4茶屋」での**地元特産品の販売売上の増加**（図7参照）
  - 来訪者の利便性を高める施設等の整備と活用によって、滞在者の滞在時間が増えたことが影響。

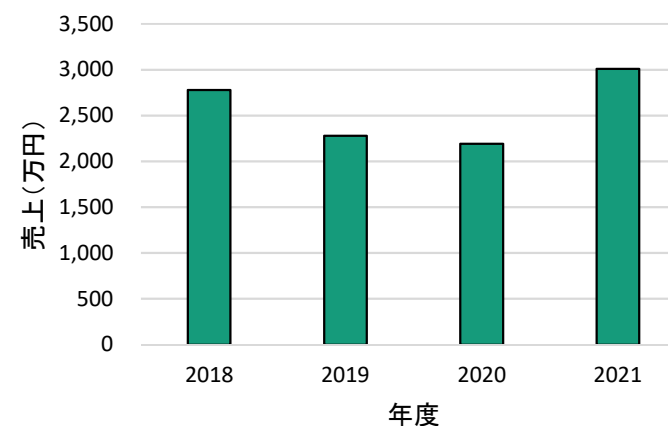


図7 蓬萊橋897.4茶屋の各年度別売上上の推移(2018年度～2021年度)

## 4.2 河川空間の活用事例と水害リスクとの両立

- 豪雨や洪水時のイベント等の中止・延期判断基準の整備
- 天気予報等をも活用した主催者による**早期、自主的な中止・延期判断**（愛知県岡崎市）
- **計画高水位よりも高い河川空間**（堤防天端）での**通年的な活用**（静岡県島田市、新潟県見附市等）

表2 豪雨時や洪水時におけるイベント等中止基準等の例

事業名	QRUWA戦略における 乙川かわまちづくり (愛知県岡崎市)	蓬萊橋周辺地区 (島田市)
イベント等中止基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨天時（降水確率60%以上）</li> <li>・大雨注意報（警報）または洪水注意報（警報）発令</li> <li>・大平観測所の水位が1.70m以上</li> </ul> ※撤去準備は大平観測所の水位が1.32m到達時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報又は洪水警報が発表され、開催に支障をきたす恐れがあると判断した時</li> <li>・大雨警報又は洪水警報が発表され、増水が予想される時</li> <li>・大雨等により河川管理上支障が生じる恐れがあると河川管理者が判断した時</li> </ul> ※細島観測所の水位が1.28m（夜間休日は0.94m）で退避準備作業、1.41m（夜間休日は1.27m）で退避作業開始
営業中止基準等に到達した水位の発生回数	水文水質データベースの水位ランキングに水位データの掲載無し	2006～2021年の16年間で1.28m以上は7回

計画高水位よりも高い敷地での占用事例



写真11 897.4茶屋  
(静岡県島田市)



写真12 道の駅パティオ新潟  
(新潟県見附市)

(いずれも国土交通政策研究所撮影)

- ◆ 島田市での物販施設の整備経緯と活用方法
  - ・ 静岡河川事務所と繰り返し協議。
  - ・ 洪水時に影響が出ない高水敷に設置。
  - ・ 堤防定規断面を損傷しないよう注意し、整備を進める。
  - ・ 物販施設は、**年中無休**で営業可能。

## 4.3 海外法制度調査(米国・ニューヨーク市)

1. 公物管理における連邦とニューヨーク州の関係
  - 合衆国憲法が定める連邦の権限事項を除き、州の権限（合衆国憲法修正第10条）
2. 米国の公物管理の一般原則：「**公共信託法理**」（public trust doctrine）
  - 公共の信託に基づき、州が公物の所有権を取得し、その信託に反する行為はできないという**コモンロー（判例法）**理論
  - ニューヨーク州の公共信託の対象：水辺（港湾、河川等）、道路、公園等
3. ニューヨーク州およびニューヨーク市の関係
  - ニューヨーク州の場合、**ホームルール権**に基づき、各自治体は州憲法や一般法に反しない限り、その所有する財産等の管理を含めて幅広い事項について自治体法を制定（州憲法第9章）
  - 州は、公物管理を含む幅広い行政事務事項を市に委譲（ニューヨーク州一般市法第20条）
  - ニューヨーク市が所有する**公物**（水辺、街路、公園等）は**不可譲**。ただし、**フランチャイズ**や**許可**、**ライセンス**の授与は妨げられない（ニューヨーク市憲章第383条）



## 4.3 海外法制度調査(米国・ニューヨーク市)

- 市は、所有する公物に対して広い管理権限を有する。
  - ニューヨーク市の法令・規則に基づく占有許可や契約を根拠とする公共空間活用
  - **ブルームバーグ市長時代**（2007年～）の積極的な公共空間活用政策  
総合計画「**PlaNYC**」（2007）  
「全てのニューヨーク市民に**徒歩10分圏内**に公園（park\*）を確保する」
- ただし、州法により自治体法の制定範囲が制約される場面では、市の公共空間活用が制限されることもある。

\*ここにいう「公園」には、狭義の意味での都市公園の活用だけでなく、歩行者が歩きやすい歩道や緑道の整備、未活用道路の広場をも含む。

例・ニューヨーク州車両交通法上、市は最低制限時速を15マイルよりも低く設定することはできない（写真13参照）



写真13 シェアドストリートに設置された低速運転を推奨する黄色道路標識（2023年2月国土交通政策研究所撮影）

## 4.3 道路空間の活用の法的根拠(米国・ニューヨーク市)

- 市道の維持管理は**交通局**の管轄。法令に基づく市道の占用許可
  - 従来型歩道カフェ（許可権者・消費者労働者保護局）
  - イベント開催時の道路の一時占用（許可権者・市長室路上活動許可事務所）
  - ベンチやプランター等の設置（同意権者・交通局）
- 「**PlaNYC**」（2007）以降、**プログラム**（政策レベル）も活用
  - 「プラザプログラム」（2008年プログラム開始）
  - 「ストリートシートプログラム」（2010年プログラム開始）等
- 2020年新型コロナウイルス感染拡大により屋外道路空間の活用が拡大
  - 「オープンストリート」、「オープンレストラン」など

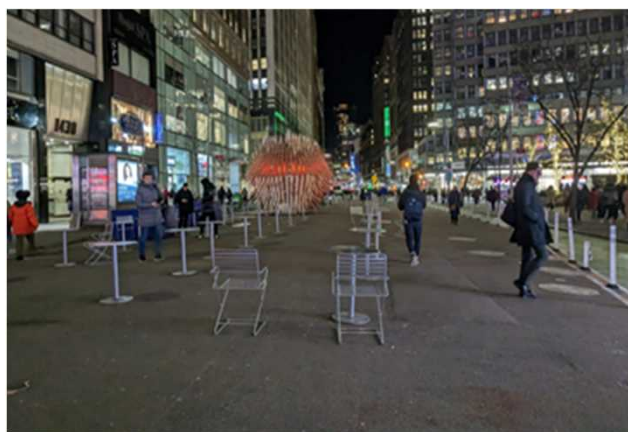


写真14 ブロードウェイブルーバードプラザに設置されたテーブル、イス、パブリックアート



写真15 道路に設置されたオープンレストラン

## 4.3 道路空間の活用の法的根拠(米国・ニューヨーク市)

- プログラムの中でも**法制度による明確な規則の策定**が必要なものを法制度化
  - 「プラザプログラム」 (2016年法制度化・タイムズスクエアの利用やゾーニングの明確化)
  - 「オープンストリート」 (2021年法制度化・未活用地域の最低設置数を明確化し、地域間の公平性・衡平性を担保)
  - 「オープンレストラン」 (2021年～法制度議論開始)
- 活用の担い手を支援するプログラムも発達
  - 「パブリックスペースプログラミング」や「ショートタームコンセッション」
- 個々の事業ごとの維持管理や収益確保の具体的な内容は**契約**による
  - 維持管理契約やコンセッション契約

タイムズスクエアの様子



写真16 観光客へのチップ要求が問題となったパフォーマー



写真17 パフォーマーの活動を認める指定活動区域（水色の空間で活動が認められる）



写真18 歩行者の滞留空間と歩行空間を分ける歩行者流動区域の標識（白線より右側が歩行空間）

(いずれも2023年2月国土交通政策研究所撮影)

## 4.3 道路空間活用プログラムの法制度・政策の整理

ニューヨーク市総合計画(PlaNYC(2007・2011改訂)→One New York(2015)→One New York 2050(2019~))

### ニューヨーク市交通局「ニューヨーク市道路計画」

#### 【新型コロナウイルス感染拡大により発達した道路空間活用プログラム】

- オープンストリート(2021年法制度化)
- オープンレストランプログラム(2021年~法制度化に向け議論開始)
- オープンストアフロント(州の緊急事態宣言が解除されるまで実施)
- オープンカルチャープログラム(2022年3月31日終了)

#### 【PlaNYC(2007年)~発達した道路空間活用プログラム】

- プラザプログラム(2008年開始、2016年法制度化)
- ストリートシートプログラム(2010年開始)
- シェアドストリート(開始時期不明)

#### 【従来からの道路占用制度】( )内はニューヨーク市行政法の条文、[ ]内はニューヨーク市規則の条文

- 歩道カフェ(第20-223条~第20-227.2条)
- ニューススタンドの設置(第20-228条~第20-241.1条)
- 露店の設置(第20-452条~第20-474.3条)
- イベント開催時の道路の一時占用[第50編第1-01条~第1-12条]
- ベンチやプランター等の設置[第34編第7-01条~第7-10条]

#### 【活用の担い手を支援するプログラム】

- パブリック  
スペース  
プログラミング
- ショートターム  
コンセッション

\* 維持管理や収益確保の内容を個別に定める必要があるときは、契約による。



- ニューヨーク市には河川管理について網羅的に規定した制定法なし
    - **コモンロー**（判例法）の蓄積による
  - **航行可能な水域**（navigable water）の所有
    - **公共信託法理**により、**流水**(water)と**底地**（riverbed）は、**州**に帰属。
    - 航行可能な水域の上に構造物を設置する場合や底地の開発（採掘や埋立等）には、ニューヨーク州の許可が必要（**州環境保全局**等の管轄）
    - 連邦政府による州際通商や防衛等を根拠とした河川の開発規制に服する場合あり（**米国陸軍工兵隊**の管轄）
  - **沿岸地**（riparian lands）の所有
    - 公共信託の対象外。公有（州または市）、私有いずれもあり得る。
    - 河川空間を専属的に管轄する市の部局なし。市が所有する沿岸地は当該土地を所有する部局が管理。
      - 沿岸地の開発規制は**ゾーニング**による。
      - 水辺へのアクセスの重要性（都市計画局「ニューヨーク市総合水辺計画」（2021））
        - ⇒ 「**ウォーターフロントゾーニング\***」の規制を受ける開発箇所あり。
- \* 都市計画局が定める水辺の地区、栈橋、高台および浮体構造物の開発に特別な容積率および利用規制を適用し、海岸線に沿った水辺への公共アクセスを義務付けるゾーニング。

## 4.3 河川空間の活用の法的根拠(米国・ニューヨーク市)

### 【ニューヨーク市の沿岸地の所有・活用状況】

- 公有、私有、商業、工業、公園等様々な主体と目的による所有
- 伝統的にニューヨーク州が所有・管理する河川・港湾施設（ピアなど）や沿岸地が多い。
- 市の公園・レクリエーション局が沿岸地の約30パーセントを所有
  - 水辺へのアクセスを保障するために未活用の沿岸地や廃止されたふ頭施設等を河川公園として活用。
  - 公園施設については公園（州立・市立）の利用規制に服する。
  - 州と市が共同で開発する河川公園（ブルックリンブリッジパークやハドソンリバーパーク）もある。



写真19 ハドソン川沿いの沿岸地とふ頭の様子



写真20 ブルックリンブリッジパーク、下・ピアの上に整備された運動場

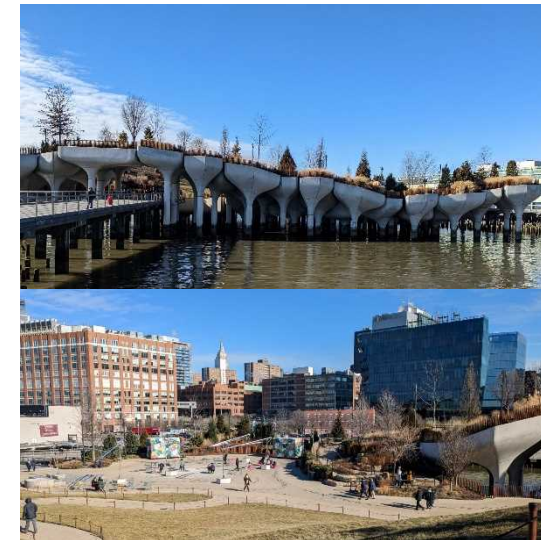


写真21 リトルアイランド（ハドソンリバーパークの一部）の様子（ハリケーンで壊滅したピアに公園を整備）

（いずれも2023年2月国土交通政策研究所撮影）

## 4.3 公園の活用の法的根拠(米国・ニューヨーク市)

- 市立公園の管理は、**公園・レクリエーション局**の管轄（ニューヨーク市憲章第533条）
- ニューヨーク州公園・レクリエーション・環境保全局との連携
  - それぞれの独立して業務を実施。州立公園と市立公園では異なるルールが適用。
  - 例外：共同開発した公園のシームレスな公園空間利用  
公園用地が州と市の所有に分かれていても、公園として一体的に活用（例・ブルックリンブリッジパークに関する州と市の覚書第III）
- 市立公園に関する法的制度
  - 全ての市立公園等に適用される公園の利用規則（憲章第533条a項第9号、ニューヨーク市行政法第18-146条）
  - 公園の維持管理を民間事業者（コンサーバンシーやBID）に委託する場合の具体的な内容は各事業者と締結する**契約**や**覚書**（MOU）による（憲章533条第a項第10号）。
    - **維持管理契約**（標準期間・5年、長いものだと10年）
    - **コンセッション契約**（民間事業者の維持管理費の財源確保手段として重要）  
⇒但し、多角的な財源確保が重要（寄付等）



写真22 ブライアントパークの様子。  
右・冬季に設置されるアイススケートリンク 22

（いずれも2023年2月国土交通政策研究所撮影）



## 4.3 公園の活用の法的根拠(米国・ニューヨーク市)

- コンセッション契約の具体的内容
  - 一義的でない。「**公共の目的**」を持つかどうか。  
例・レストラン、カフェ、飲食系ベンダー、テニスコート、書店、メリーゴーランド、ガソリンスタンドなど
  - 新規のコンセッションを導入する場合、選出された議員やコミュニティボードに対して説明。
- コンセッション契約による収益構造

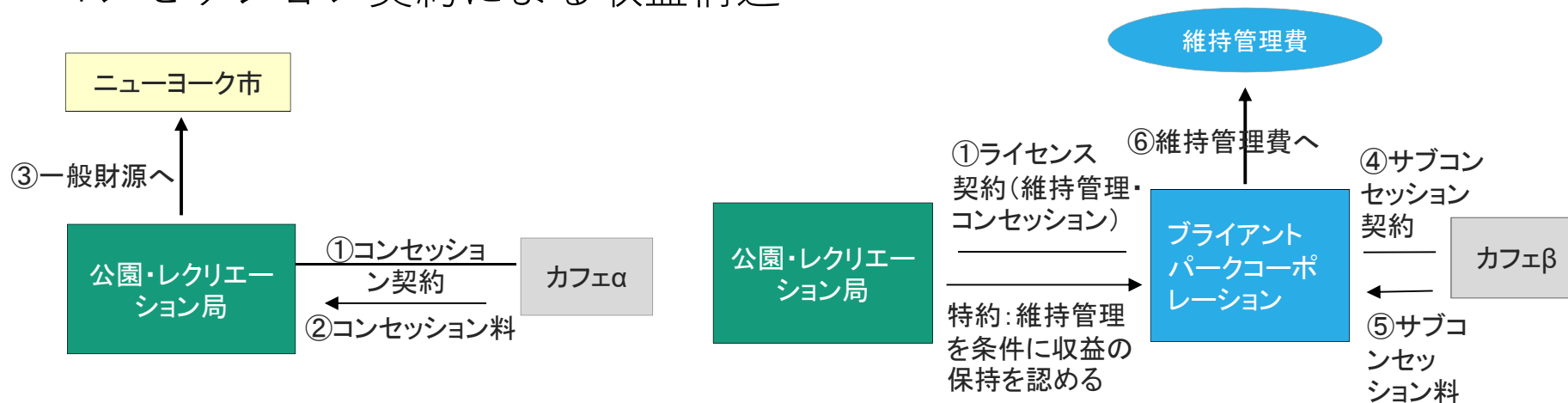


図4 公園レクリエーション局が維持管理を行う公園の場合

図5 ブライアントパークの維持管理の場合

- 市によるコンセッション契約の限界
  - 契約内容が**公園用地の譲渡**\* (alienation of parkland) に**実質的**に該当する場合公園の公共信託が害されるため、州が定める公園用地の譲渡に関する規制に服する。

\* 公園用地を他の目的に使用する行為や自治体に取消権がない独占的なリースやライセンスの付与等。判例法の集積による。

## 調査研究内容

- 2022年度の調査結果を踏まえ、2023年度は持続可能な地域経営に着目し、[民間事業者の収益構造によりフォーカスした調査](#)を行う。

## 具体的調査項目

- 資金調達方法一般に関する基礎情報の整理
- 国内民間事業者等に対するヒアリング調査 (15社~30社)
- 特徴的な取り組みに対する国内現地調査 (3~4事例)

本報告について詳しく知りたい方は、下記紀要論文も併せてご覧下さい。

- 国土交通政策研究所紀要81号

(<https://www.mlit.go.jp/pri/kikanshi/index.html>)

- 深沢瞳、鶴指眞志、酒井聡佑、田中和氏「公共空間活用と持続可能な地域経営に関する調査研究―調査研究キックオフ―」（2023年1月13日）
- ―「地方自治体による公共空間活用の実施状況―アンケート調査結果に基づく報告と分析―」（2023年3月13日）
- 深沢瞳、多田智和、酒井聡佑、兼元雄基、田中和氏「河川空間活用事例調査研究（中間報告）」（2023年3月30日）
- 田中和氏、鶴指眞志、深沢瞳、兼元雄基「公園空間活用事例調査研究（中間報告）～公共空間の活用は都市を成長させるのか？～」（2023年5月29日）

\* 2022年度に実施した、道路空間の活用、米国・ニューヨーク市調査報告についても順次紀要論文として公開予定。